

令和 2 年 6 月 定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会（事前）

令和 2 年 6 月 12 日（金）

〔委員会の概要〕

立川委員長

ただいまから、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。（10時40分）
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について（説明資料、説明資料（その2））

【報告事項】

○徳島県立男女共同参画交流センターにおけるネーミング・ライツ制度パートナー企業の決定について（資料1）

○保育所等入所待機児童数（速報値）について（資料2）

正木保健福祉部副部長

6 月定例会に提出を予定いたしております、次世代育成・少子高齢化対策関係の案件につきまして、御説明いたします。今回、御審議いただきます案件は、令和 2 年度一般会計補正予算案とその他の議案等として、条例案及び令和元年度繰越明許費繰越計算書でございます。私のほうからは、一般会計の総括、並びに保健福祉部関係について、御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の補正予算案につきましては、開会日に先議をお願いするものと、それ以外の通常補正分に分けて計上させていただいております。お手元に次世代育成・少子高齢化対策特別委員会説明資料及び説明資料（その2）の2冊の資料がございますが、まずは、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会説明資料により、先議分について御説明申し上げます。

それでは、説明資料の1ページをお開きください。一般会計予算の歳入歳出予算総括表でございます。関係する4部局で、予算の補正をお願いいたしております。総括表の1番下、計の欄に記載しておりますとおり、補正予算額は、2億7,112万円となっており、補正後の予算総額は、438億7,967万円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

2ページをお願いいたします。保健福祉部関係の部別主要事項説明でございますが、今回の補正予算につきまして、御説明させていただきます。

保健福祉政策課でございます。社会福祉総務費の摘要欄①社会福祉振興対策費ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント開催の中止などに伴い、経費を見直したことから、減額補正するものでございます。

続きまして、医療政策課でございます。保健師等指導管理費の摘要欄①のアの（ア）総合看護学校「遠隔授業」環境整備事業は、総合看護学校において、遠隔授業に対応できるよう、各教室等にインターネット環境，W i - F i 環境でございますが、及び指導用タブレットの整備等を行うものでございます。また、減額分につきましては、イベント開催の中止などに伴い、経費を見直したことから補正するものでございます。

3 ページをお願いいたします。長寿いきがい課でございます。老人福祉費の摘要欄①のア，アクティブ・シニア生涯活躍加速化事業費及び②のア，地域介護総合確保推進事業費の合わせて3,050万円は、新しい生活様式の下，介護現場における感染防止対策の強化と安定した質の高いサービスの提供を実現するとともに，職員の業務負担軽減を図るため，施設への I C T や介護ロボット等の導入などを支援する経費でございます。老人福祉施設費の摘要欄①のア，地域介護総合確保施設整備事業費及び同じく，ウの老人福祉施設整備事業費の合わせて3,300万円につきましては，国の補助メニュー拡充に伴い，施設における多床室の個室化，陰圧・換気設備の整備に対する支援を事業化するものでございます。以上，保健福祉部関係につきましては，表の最下段に記載のとおり，補正前の額321億8,802万7,000円に対しまして，先議分9,583万8,000円の増額をお願いし，補正後の予算額は，322億8,386万5,000円となっております。

続きまして，通常補正分及びその他の議案等の内容について，説明資料（その2）により，御説明させていただきます。

1 ページをお開きください。一般会計予算の歳入歳出予算総括表でございます。未来創生文化部で，予算の補正をお願いいたしております。総括表の1番下，計欄に記載しておりますとおり，補正予算額は，2億5,696万8,000円，補正後の予算総額は，441億3,663万8,000円となっております。財源につきましては，財源内訳欄に記載のとおりです。

続きまして，5 ページをお願いします。令和元年度繰越明許費繰越計算書でございます。保健福祉部では，長寿いきがい課で，1事業7,838万9,000円を繰り越しております。6月定例会の提出予定案件の説明は，以上でございます。なお，報告事項はございません。よろしく，御審議賜りますよう，お願いいたします。

板東未来創生文化部長

続きまして，6月定例会に提案を予定しております未来創生文化部の案件につきまして，御説明を申し上げます。お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。

未来創生文化部の一般会計歳入歳出予算につきましては，補正額の欄に記載のとおり，1億7,766万5,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は，106億6,085万7,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては，括弧内に記載のとおりでございます。

次に，各課別の主要事項につきまして，主なものを御説明いたします。4ページをお開きください。ダイバーシティ推進課関係でございます。目名，老人福祉費の摘要欄①，アのオンラインユニバーサルカフェ創出モデル事業では，新しい生活様式に対応した，地域がつながりを保ち，支え合う環境を創出するため，オンラインシステムを使ったユニバーサルカフェを構築する経費として，400万円を計上しております。補正後の予算総額は，1億3,727万7,000円となっております。

続きまして、男女参画・人権課関係でございます。目名、婦人保護費の摘要欄①、アのDV相談体制強化事業では、感染症の長期化を見据えたDVの増加、深刻化に対応するため、新たな相談体制を構築する経費として500万円を、同じく、イのDV被害者セーフティネット強化支援パイロット事業では、地域におけるDV被害者支援の充実強化を図るため、民間シェルターにおける先進的な取組を支援する経費として531万2,000円を、それぞれ計上しております。男女参画・人権課合計では、事業の見直しを含め、336万3,000円の増額をお願いしており、補正後の予算総額は、1億9,171万7,000円となっております。

5ページを御覧ください。次世代育成・青少年課関係でございます。目名、児童福祉総務費の摘要欄②、アの児童養護施設等の学習支援のための環境改善事業では、児童養護施設等における学習生活環境の向上を図るため、Wi-Fi環境やタブレット端末の整備、感染防止に配慮した個室化を支援する経費として9,000万円を、同じく、イの児童養護施設等体制強化事業では、児童指導員等の負担軽減や、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図るため、児童養護施設等における児童指導員等の補助者の雇用を支援する経費として、1,533万2,000円をそれぞれ計上しております。また、摘要欄③、アの子育て世帯つながり支援事業では、外出自粛による子育て世帯のつながりの希薄化や子育ての不安を解消するため、オンラインによる相談や、コミュニケーションを図る新しい生活様式に対応した子育て支援サービスを普及・啓発する経費として、500万円を計上しております。目名、母子福祉費の摘要欄①、アのひとり親家庭子育て応援事業では、困窮するひとり親家庭を応援するため、県内の給食食材納入業者や農協等から購入した食品の無償配布や、SNSを活用した寄り添い相談を実施する経費として、8,000万円を計上しております。次世代育成・青少年課合計では、事業の見直しを含め、1億7,860万6,000円の増額をお願いしており、補正後の予算総額は、102億7,881万7,000円となっております。

続きまして、県民文化課関係でございます。事業の見直しにより、450万円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は、2,550万円となっております。

6ページをお開きください。スポーツ振興課関係でございます。目名、体育振興費の摘要欄①、アの総合型地域スポーツクラブ活動再開支援事業では、活動の休止を余儀なくされた総合型地域スポーツクラブの活動再開を後押しするため、感染防止対策モデルの実践や、オンライン教室の環境整備を推進する経費として、400万円を計上しております。スポーツ振興課合計では、事業の見直しを含め、130万1,000円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は、2,754万6,000円となっております。

続きまして、説明資料(その2)を御覧ください。令和2年度一般会計補正予算案並びにその他の議案等といたしまして、条例案及び令和元年度繰越明許費繰越計算書でございます。

説明資料の1ページをお開きください。未来創生文化部の一般会計歳入歳出予算につきましては、補正額の欄に記載のとおり、2億5,696万8,000円の増額をお願いいたしております。補正後の予算額は、109億1,782万5,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、主要事項につきまして、御説明いたします。3ページをお開きください。次世代育成・青少年課関係でございます。目名、児童福祉総務費の摘要欄①、アの安心こども基金積立金では、幼児教育保育無償化を円滑に実施するため、事務費やシステム改修経費に

充当する基金を積み増す経費として、2億4,696万8,000円を計上いたしております。次世代育成・青少年課の補正後の予算総額は、105億2,578万5,000円となっております。

続きまして、スポーツ振興課関係でございます。目名、体育振興費の摘要欄①、アの運動・スポーツ習慣化促進事業では、外出自粛により運動不足への懸念が生じているため、運動処方箋の活用や、地元メディアとの連携による、運動・スポーツのきっかけづくりを促進する経費として、1,000万円を計上しております。スポーツ振興課の補正後の予算総額は、3,754万6,000円となっております。

4ページをお開きください。その他の議案等につきまして、2点御説明いたします。1点目は、条例案についてでございますが、今議会におきまして、1件の条例改正案を提出することとしております。アの徳島県安心こども基金条例の一部を改正する条例についてでございます。国において基金事業の実施期限が令和5年度末までとされたことに伴い、子供を安心して育てることができる環境を整備する事業を引き続き推進するため、基金の設置期間を延長するものでございます。施行期日につきましては、公布の日としております。

6ページをお開きください。2点目は、令和元年度繰越明許費繰越計算書でございます。去る2月定例会で御承認を頂きました繰越明許費につきましては、その後の事業進捗に努めました結果、表の左から4番目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、2,386万8,000円に確定いたしました。その内訳といたしまして、課名と事業名を記載しております。これらの事業につきましては、早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上が、今定例会に提出を予定いたしております案件でございます。

続きまして、この際、2点、御報告させていただきます。お手元にお配りの資料1を御覧ください。徳島県立男女共同参画交流センターにおけるネーミング・ライツ制度パートナー企業の決定についてでございます。2月定例会の当委員会で御報告しておりましたとおり、徳島県立男女共同参画交流センターにおけるネーミング・ライツ制度のパートナー企業を募集いたしました結果、去る4月24日に開催した選定委員会による審査を経て、前回と同じ株式会社ときわをパートナー企業に決定したところでございます。ネーミング・ライツの期間につきましては、令和2年6月1日から5年間、金額は、5年間の合計で1,000万円でございます。愛称につきましては、前回と同じ、ときわプラザ、ブライダルコアときわホールに決定いたしております。

次に、資料2を御覧ください。保育所等入所待機児童数(速報値)についてでございます。本年4月1日現在の本県における待機児童数は、昨年と比べて12人減の61人となっております。市町村ごとの内訳は、記載のとおりでございます。県におきましては、引き続き、保育所等の整備による受皿の拡大を図りますとともに、保育士確保の取組を強化し、1日も早い待機児童解消に向け取り組んでまいります。報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

黒下商工労働観光部長

商工労働観光部から今定例会に提出を予定しております案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の(その2)と記載のない委員会説明資料の1ページ目をお開きくださ

い。一般会計補正予算案についてでございます。商工労働観光部の一般会計につきまして、補正額欄の3段目に記載のとおり、191万円の減額をお願いしており、補正後の予算額は、合計で、7億106万2,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧書きで記載のとおりでございます。

次に7ページをお開きください。当部補正額の課別主要事項でございます。産業人材育成センターの計画調査費の摘要欄①のア、徳島版マイスター制度ステップアップ事業のうち、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりまして、実施が困難となりました技能フェアや県内工業高校生が企業のものづくり現場で実地に指導を受ける事業に要する経費、191万円を減額するものであります。商工労働観光部におきまして、今定例会に提出を予定しております案件につきましては、以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

平井副教育長

教育委員会関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。教育委員会の一般会計歳入歳出予算額につきましては、補正額の欄に記載のとおり、47万3,000円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は2億2,388万6,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

8ページをお開きください。補正予算の内容についてでございます。生涯学習課関係でございますが、①家庭教育支援費のア、とくしま家庭教育支援推進事業におきまして、新型コロナウイルス感染防止のため、研修事業の実施会場を見直したことに伴い、47万3,000円の減額をお願いいたしております。

教育委員会関係の提出予定案件の説明は、以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

立川委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。また、質疑時間につきまして、委員一人当たり、1日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

増富委員

待機児童解消についてお伺いをしたいと思います。この委員会におきましては、毎回のようには待機児童について質問があると思いますが、年度始めということもありますし、事前委員会ということで簡単に質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

先ほど、部長からも報告がございましたように、また徳島新聞にも掲載されておしまし

たが、認可保育園や認定こども園などに希望しても入れない県内の待機児童が、4月1日速報値で61人、昨年に比べて12人少ないということで、これについて担当課のほうから御所見をお伺いしたいと思います。

高島次世代育成・青少年課長

今、委員から待機児童数が、昨年度より12人減の61人ということで、県の所見をとということで御質問いただきました。核家族化の進行や女性の社会進出の増大など、社会構造の変化によりまして保育ニーズは年々増加しておりますが、市町村の施設整備によります受皿の拡充や丁寧な入所調整によりまして、待機児童が減ったものではないかと考えております。

増富委員

待機児童ということに対しての定義というのは、なかなか難しいと思うのですが、まず特定の保育所を希望しました、しかしながら定員が一杯で入れないので順番待ちをしているという、この状態は当然待機児童のカウントはされないと思います。しかしながら、第一希望には入れなかったが、どうしても子供を預けなければならず仕方なく預けている。また、兄弟で同じ所に入りたいが入ることができず、通勤にも時間がかかるが、仕方なく別々の所に預けている。また、子供を預けられず求職活動ができず、やむを得ず休止しているケースとか、また利用時間が短いようなデメリットがあっても希望の保育園に入れず、仕方がなく利用している等々、子供を預けているが保護者としては、100パーセント納得をしていないケースというのもたくさんあると思うのですが、僕はこれを隠れ待機児童と言うと思っていたのですが、これはそうではないのかを答弁を頂きたい。

また、各自治体においても様々な工夫や話し合いを進めていて、一生懸命に取り組んでいるということではありますが、この問題は大変奥が深い問題であると思うし、また待機児童としてカウントしなくてもよいとされている、例外というのも各自治体の判断に委ねられているということも聞いておりますので、実際には隠れ待機児童はもっともっとたくさんいるのではないかなと思うわけでございます。そこでお伺いしたいのですが、隠れ待機児童を含めて、県としての定義というのをまず教えていただきたいと思います。

そして、例年4月1日、それから10月1日の年2回の調査をしているということですが、4月1日の調査が1番正確なのか、また、実際10月には正確な数字が出るのか、いろいろどっちが多いとかあるので、少し漠然とした質問になるのですが、受け止めていただいて、答弁を頂きたいと思います。

高島次世代育成・青少年課長

今、待機児童の件で増富委員から御質問を頂きました。御指摘のように、例えば、特定の保育所を希望されている方につきましては、待機児童数の数字からは除かれております。待機児童の調査で各自治体でのばらつきがあるとのお話がございましたが、平成27年4月の調査から定義が改正されておまして、一定の基準で報告をさせていただいております。それと、4月1日現在と10月1日の2回報告をさせていただいておりますが、待機児童数調査は待機児童解消の計画的な取組を推進するために厚生労働省が

全国で一律に調査を行っておるものでございます。保育所への入所が最も多い4月を基準に、その後の状況を把握する参考値といたしまして10月の調査を行っておるような状況でございます。

待機児童数につきましては日々数字が変わっております。年間通じた待機児童数の推移といえますか、傾向でございますが、4月以降は育児休業明けをはじめといたします年度途中の申込者数が出てまいりますので、やはり年度末に向かいまして待機児童数は増加するような傾向になっております。

増富委員

4月それから10月ということで、調査の段階であれば日々変化をしているということで、どっちが多いとか、少ないとかいうことは分からないということなのですが、そんな中、昨日も徳島市のほうでは、保育所の施設整備の事業の見直しということで非常に揉めておるような状況があるのですが、新聞報道でも不透明になってきたということでありまして、これはどういうことなのですか。県として把握している分があれば、答えられる範囲で構わないので教えていただきたいと思います。

高島次世代育成・青少年課長

先日来の徳島市の保育所の施設整備事業費補助の見直しの件で御質問いただきました。徳島市におきましては、子育て施策を進める上で待機児童対策は喫緊に取り組まなければならない重要な課題であり、保護者の就業の状況や家族の状況にかかわらず全ての子供に質の高い教育や保育を受けられる環境を整備していかなければならないとする一方で、基金の取崩しや負債の増加など財政収支が悪化しておりまして、また今般の新型コロナウイルス感染症の影響で各種の支援事業の支出の増加や税収の減少が見込まれるなど、財政状況を考慮した効率的・効果的な手法を選択することが必要不可欠であるとされております。

このために徳島市立の保育所・幼稚園の再編を含む行財政改革を優先をして子供たちの将来に大きな負担を残さないよう、令和2年度当初予算に計上しておりました8施設の整備のうち継続事業1事業を除く、7施設の事業について見直しとの方向が示されたものでございます。

増富委員

徳島市のことでありますので、なかなかここで言うことはできないと思うのですが、新しい市長も選挙公約の中でも子育て環境を充実するということは言っておられたし、また、その途中でも財政的なことも考えなければいけないというようなことも、確かにおっしゃっていたと思います。そしてまた、いろんなことがうまくかみ合わなくて非常に苦慮しておると思うのですが、徳島市が今回37人の待機児童が出ているということで、1番これが大きいことでありまして、新型コロナウイルス感染症のことも注視しながら、県としても進めていっていただきたいなと思うわけでありまして。

そして、次は、先ほども課長さんが冒頭おっしゃっておったのですが、待機児童が出る要因というのは様々あると思うのですが、大きなところで共働きの世帯が増加した、また、

核家族化や保育所の確保が追いつかず、施設を整備して定員を増やすという、様々なケースがあるということをおっしゃっておいりました。全国的に見ても各県では様々な待機児童の要因があり、県の間でもばらつきがあるように、徳島県内においても都市部、そしてまた過疎部と例にとっても大きく条件が異なると思います。私は吉野川市なのですが、吉野川市では三つの直営のこども園を最近整備をいたしまして、そして民間が四つ新しく去年、一昨年にかけて整備されまして、今7ブロックで全てこども園があるということで、当然のように待機児童はゼロでございます。

子育て安心プランに基づく今年度末の時点で、待機児童ゼロというような目標があるということなので、県の今までの取組、そしてまた今後の取組等についてお聞かせをいただきたいと思います。

高島次世代育成・青少年課長

待機児童解消に向けての、これまでの県としての取組と今後の取組でございます。待機児童解消に向けまして、これまでは市町村への継続的な施設整備の支援で受皿の拡充を図るとともに、修学資金等の貸付制度の周知や潜在保育士への研修、アクティブ・シニアの保育助手としての活用など保育人材の確保を図ってまいりました。また、今年度におきましては、修学資金の拡充や未就学児を持つ保育士に対する保育料の無利子貸付制度の創設、潜在保育士と保育現場をつなぐコーディネーターを増員いたしまして、保育士のマッチング体制の強化を図っておるところでございます。

今後におきましても、引き続き待機児童解消に向けまして、保育人材確保や市町村の計画的な施設整備による受皿の支援を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

増富委員

最後にもう1点だけお聞きしたいと思うのですが、認可保育所だけでなく、最近整備がどんどん進んでおります、企業主導型の保育施設なんかもあるわけでありましたが、これが年々と増えておるのか、そしてまた、今県内でそういうところを取り入れておる企業数とか、受け入れていただいております人数とか、県としての今後の対応等について、最後にお聞かせいただきたいと思います。

高島次世代育成・青少年課長

企業主導型の保育所の現状でございます。私のほうでは、令和2年4月1日現在県内に23施設、定員におきましては838人、利用者数は630人ということの数字はつかんでおります。平成28年度よりこの制度が実施されておりますが、年々増加しておるような状況でございます。

石立労働雇用戦略課副課長

企業主導型保育事業についての県の取組方針についてでございますが、企業主導型保育施設は企業主導による休日や夜間の対応など、勤務時間に合わせた保育や複数社による共同利用など柔軟で多様な保育の提供が可能であることから、国の助成制度を活用すること

により、保育施設の設置を促進し、福利厚生の上昇による労働力の確保を図りたいと考えております。しかしながら、保育施設の運営を行ったことのない企業にとっては、保育施設開設に関する膨大な事務に対する人材の不足や国の制度、関係法令に対する知識、運営能力の不足などの課題があります。そこで、施設の設置運営等に関するノウハウを持つアドバイザーを設置いたしまして、国の助成金申請手続へのアドバイスや保育施設設置運営に関して企業が抱える不安の解消や課題解決に向けてサポートを実施しておりまして、今後更なる施設の増加を図りたいと考えております。

増富委員

いずれにいたしましても、子育て安心プランに基づく今年度末での待機児童ゼロという目標があると思いますが、これに向けて部局を横断してでも目標が達成できますように努力していただきたいなと思います。

達田委員

今回、予算が示されております説明資料の4ページ目ですけれども、DV相談体制の強化というようなことで示されております。先日も御説明いただいたのですが、新型コロナウイルス感染症の影響で家に籠っている中で、非常にDVが増えているという深刻な状況が全国的に報告されております。今回の県におけるDV相談体制強化事業、それからDV被害者セーフティネット強化支援パイロット事業と二つの事業が出ておりますが、それぞれについて具体的にどのようにされていくのか、お尋ねをいたします。

飯田男女参画・人権課長

ただいま、達田委員からDV被害者支援体制強化事業についての御質問を頂きました。委員からも今お話がございましたとおり、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策下におきましては、生活不安でありますとか、ストレスから配偶者などからの暴力、DVの増加でありますとか、深刻化が懸念されているところでございます。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化にも備え、DV相談体制を強化するとともに、DV被害者支援のための先進的な取組を促進することによりまして、支援体制の強化を図ってまいりたいということで、事業計上をさせていただいているところでございます。

具体的な事業の中身といたしましては二つございます。まず一つ目がDV相談体制強化事業でございます。こちらについては、県におきまして、本年の5月1日から24時間体制でDV電話相談を実施しておるところでございまして、DV相談ナビダイヤルと申しますけれども、こちらのほうの電話相談について実施しているところでございます。この夜間におけます相談業務の一部を民間事業者へ委託することによりまして、新型コロナウイルス感染症の長期化を見据えた相談体制の構築を図りたいと考えてございます。

2点目が、DV被害者セーフティネット強化支援パイロット事業でございます。こちらは国の事業にもなっております。民間シェルターにおきまして、例えば、メールやSNSにより相談窓口の設置でありますとか、例えば、専門的なスキルを持った支援員により相談者ニーズに応じた支援プログラム、また退所後を含みます切れ目ない総合的支援といったものを実施することによりまして、地域におけるDV被害者支援の充実強

化を図るために実施させていただきたいということで、計上させていただいております。

達田委員

例年の場合とコロナ禍で家に籠^かっているというような状態で、被害者の数とか、相談の数とか、どのように違うのでしょうか。

それから5月1日から24時間体制で全国共通で夜間も実施しているということなのですが、夜間の相談状況、それから相談内容、どういうものがあるのか具体的に教えていただけたらと思います。

飯田男女参画・人権課長

ただいま、達田委員から、まず被害者でありますとか、相談の数ということで御質問いただいております。DVと申しまして、もちろん身体的暴力をはじめとして精神的なもの、いろいろございます。どこからがDVかというのもございますので、なかなか人の数としては難しいところでございます。

ただ、相談はもちろん件数を受けておりまして、それで申しますと、新型コロナウイルスの感染拡大を見せました4月、それから5月の相談件数につきましては、4月につきましては169件、こちら前年度が157件でございますので、12件増えている状況でございます。それから5月につきましては187件、こちらは前年度156件でございますので31件の増ということで、県内5か所ございます配偶者暴力相談支援センター、こちらのほうに寄せられた相談件数につきましては以上のような状況でございます。

また、もう一つ御質問いただきました夜間の電話の関係でございます。先ほども申し上げましたとおり、5月1日から夜間の相談も開始しております、5月末のところまでで夜間の相談というのは5件を数えております。また、具体的な相談内容といたしましては、やはり新型コロナウイルス感染症の影響で家族の時間が増えたということで、例えば、暴言が悪化したでありますとか、DVを受けましたというような相談をいただいているところでございます。

達田委員

DVは、ネグレクトみたいにあんまりものも言わずに無視をするというようなものもありますけれども、実際に身体的暴力を受けた場合には一つ間違えば命に関わるということも多々ございます。過去にも、徳島県内でもそういう例もありましたので、やっぱり命を守るという立場で対応していかなければいけないと思うのですけれども、御相談いただいた時に、これはちょっと深刻だなという場合にはどのように対応されているのでしょうか。

飯田男女参画・人権課長

ただいま、達田委員から、そうした電話の中身で深刻な状況であった時に、どうした対応をしているのかというところでございます。

例えば、夜間にお電話があったりした時に、まずお話をしっかり傾聴をした上で、平日昼間の相談につないでいくということももちろんございますけれども、夜間にそうしたお話の重要度でありますとか、緊急度でありますとか、そうしたものが大きいとなった場合

には、例えば一時保護の要否の判断が必要な場合などにつきましては、県こども女性相談センターの担当と協議をしながら対応していくといった形、また電話の内容が緊急である場合には110番通報を促すなどによりまして、命を守る対応をさせていただいております。

達田委員

夜間も24時間体制で相談ができるようになったということは、前進だと思うのです。ただ、全国のNPO法人とか、相談を受けている団体の報告によりますと、加害者が家の中にいるのですよね、だから相談したくても隠れて電話するというのは、非常に難しいことだと。携帯で相談していても、すぐ見つかってしまうというような被害があるのだということで、DVを受けている方が安心して相談できるような状況にしていけないといけないのではないかなというのが言われております。

今回、5月で5件の御相談があったということは、隠れた数もあるのではないかなと思うのです。こういうところで相談できますという相談窓口の周知といいますか、昼間に相手がいない時とかに、安心して相談できるようなことをしないといけないと思うのですけれども、周知というのはどういうふうにされているのでしょうか。

飯田男女参画・人権課長

ただいま、達田委員から周知についての御質問を頂きました。この相談体制、今24時間体制として拡充をしているところでございますが、お話のとおり皆様の目に留まることが重要であり、利用していただくことが大事であると考えております。

この5月1日から24時間体制を始めました。それから、国におきましては、4月の下旬に新たな相談体制の構築ということで、DV相談プラスといった相談の窓口を新たに設けております。国の設けたDV相談プラス、それと県の24時間体制になったDV相談ナビ、これと児童虐待の告知を一体化させ、広報資料を作成いたしまして、例えば、県下の食品小売り事業者と連携した啓発ということで、県内にたくさんございますスーパーであったりとか、大規模小売店舗のようなところにチラシを掲示していただいて、例えば、買い物の袋に入れる場所にそれを掲げたりとか、またタウン誌やフリーペーパーなどを活用してPRするなど、皆さんの目につくところで番号の案内などをさせていただいておりますし、しっかりと今後とも周知に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

できるだけ広く目に付く、本人だけではなくて周りで心配している人も、こんな相談窓口があるよというようなことが教えてあげられるような状況にしていきたいと思います。以前は近所のスーパーとかに行きますと、女子トイレなどに相談窓口がありますというのが貼ってあったのですが、割と目に付くのですね。小さい張り紙ですけども、身近な所にいつも相談窓口が分かるような工夫を是非していただきたい。それと、皆さんいつも携帯電話を持っていますので、携帯電話の広告欄みたいなものが出ますよね、そういうところに相談窓口を教えてあげられるような工夫も、是非していただきたいなと思います。

それから、相談体制24時間で夜間もしていただけるのですけれども、民間事業者に委託

をするということなのですが、民間事業者は既に1日からやっておられるのでしょうか。

飯田男女参画・人権課長

今、民間の事業者に関する御質問を頂いております。5月1日から現時点におきましては、3センターの職員により対応している状況でございます。

達田委員

ということは、民間事業者に今後委託をして、仕事の軽減を図っていくということになるかと思うのですが、民間事業者が委託を受けるに当たって何か要件とございますか、専門的な知識を持っておられる方、資格を持っておられる方などがされるのだと思うのですが、どのようにして選ぶのでしょうか。

飯田男女参画・人権課長

ただいま、達田委員から、このDV相談体制強化事業に係る民間事業者についての御質問を頂いております。今、想定しております委託先につきましては、コールセンター業務等の受託の実績があったりでありますとか、DV等に関する専門知識、及び被害者への各種の支援措置に関する知識を有する相談員を配置することができるような事業者、そうしたところに担っていただきたいと考えておりまして、広く募集はしてまいりたいと考えております。

達田委員

募集をして、民間事業者さんの仕事が始まるというのは、いつになるのですか。

飯田男女参画・人権課長

募集のお話を頂きました。今現在、補正予算としてお諮りをさせていただいているところでございまして、補正予算をお認めいただいたのちに、速やかに行ってまいりたいと考えております。

達田委員

適切な業務がされるように、是非、公平公正に選定をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、DV被害者でシェルターに避難をしているというような方もいらっしゃると思うのですが、10万円の特別給付金がそういう方にきちんと行き渡るように、世帯主である加害者だけがもらうというようなことではなくて、被害を受けている方に直接渡るようにということで、いろいろ工夫をされていると思うのですが、徳島県の場合はどのようになっているのでしょうか。

飯田男女参画・人権課長

ただいま、達田委員から特別定額給付金に関する御質問を頂いております。今、お話もございましたけれども、特別定額給付金につきましては、世帯主が受給権者ということで

ございます。DVにつきましては、特例が出ておりまして、配偶者からの暴力を理由に避難している方につきましては、一定の書類を整えていただきまして、その上で申請をしていただきますと、世帯主でなくても避難されているDV被害者の方が受給をできるというふうな仕組みになってございますので、その仕組みにのっとって本県においても実施をしているところでございます。

達田委員

今、何名ぐらいの方が申請できているか、それは分かるのでしょうか。

飯田男女参画・人権課長

特別定額給付金の受給をどれだけの人がしているかということについては、今数字を持ってございませんけれども、県の3センターのほうに特別定額給付金関係についての相談をされた方というのはいらっしゃるしまして、県からは証明書を19件発行している状況でございます。

達田委員

中には子供さんを連れて避難をされているという方もいらっしゃるようなのですが、子供さんの住所が元のお家にあるということで、被害者本人の分は申請できても、子供さんの分はきちんと申請ができるのかという心配も少し寄せられたのですが、それはどうなのでしょうか。

飯田男女参画・人権課長

今、お子さんの分についての御質問を頂いております。避難された被害者の方が同伴されておりますお子様につきましては、被害者の方が受け取ることができるかと承知しております。

達田委員

それと、もう1点はシェルターに入っているという方もいらっしゃいますし、DVによって、どうしてもなくて避難しているという場合もあるし、新型コロナウイルス感染症でいろいろと感情のもつれとかがあって、最近コロナ離婚とか言われていますが、子供を連れて家を出たという方もいらっしゃるようですね。しかし、住む所が無いということで、住まいのことを心配されているのですけれども、今回、県土整備部から御出席もされているので伺いたいのですけれども、母子家庭になった場合に、すぐに住まいが確保できるというような体制を取っておられるのでしょうか。

大井こども未来応援室長

ただいま、達田委員から子供連れで避難をされた場合、どういう所に住まいがあるかということで御質問を頂きました。実は、子供連れで受入れができる母子生活支援施設がございまして、県下のほうには3か所ございます。子供連れで受け入れさせていただきます所が、県南と県西にございます。そこでは、支援員が一緒におりまして、母子の生活を支

援するということで、対応させていただいておるところでございます。

達田委員

今、お答えいただいたのは、シェルター的な避難場所ということですね。

大井こども未来応援室長

シェルターというのではなくて、母子世帯の生活を住まい付きで支援するところでございます。

飯田男女参画・人権課長

今、シェルターということでございましたら、県のほうでも所有しておりますし、民間のほうでも県内に持っておるところはあるといった状況でございます。

達田委員

イメージとしたら、以前の母子寮のような感じと受け止めてよろしいのでしょうか。

大井こども未来応援室長

母子寮とも呼ばれています。

達田委員

私の聞き方がちょっとまずかったかなと思ったのですが、一般の普通に離婚した方、普通に離婚したと言ったらおかしいのですが、暴力を受けたとかではなくて、離婚する方もいらっしゃる。ですから、そういう母子家庭の方が離婚をしたものの行き先が無いというようなことで、時々御相談もあるのですが、県営住宅に申込みをしてもなかなか当たらないとか、母子優先入居とかは書いてあるのだけれども、全然当たらないというようなことで言われております。

人数の制限などいろいろあるのですが、空き家がたくさんあるのにどうして当たらないのだろうかということを、いつも言われるのですが、どういう状況になっても住まいの確保ができるという、安心できるような状況を作っていただきたいと思うのですが、そういう住まいの確保というのできるのでしょうかということでお尋ねしたので

大井こども未来応援室長

先ほど、母子に係ります住居のことで御質問いただきました。委員からもお話がございましたように、県営住宅のほうでも優先的に入居ができるような制度がございます。こちらのほうにつきましても、全体の中での福祉枠というのを設けておりまして、その中で母子につきましても枠が与えられているような状況でございます。これにつきましても、私どものほうで希望される母子家庭の方を御支援させていただくような形で対応させていただいているところでございます。

山口住宅課長

補足させていただきます。県営住宅に関しましては、今説明がありましたように優先入居という枠がございますので、母子家庭の方にはそちらでも入居を優先的に回しているというところでございます。ただ、空き家の数にも限りがございますので、必ずしも御希望どおり入れないケースもあるというのも認識はしております。

県土整備部においては、今随時募集という制度も始めておりまして、年4回の定期募集に加えまして、いつでも入れる住居というものも御提供させていただいております。こちらでも立地などの環境によって御希望に添えるケースがあるかどうかというところがありますけれども、できる限りそういった方々のお住まいの安定につながるような支援をさせていただいているところでございます。

達田委員

できるだけ御要望にお応えできるような住宅政策もよろしくお願ひしたいと思います。最後にお尋ねしたいのですが、今回、ひとり親家庭子育て応援事業なんかも予算化されておりまして、割と予算が付いております。こういうひとり親家庭で苦勞されている御家庭の方に給食材料納入業者からとか、農協等から購入した食品を希望するひとり親家庭に無償配布するとか、いろいろ書かれているのですが、非常にいい取組だと思います。

ただ、それと同時に今回、国が示している新型コロナウイルス感染症対策の様々な制度というのがありますよね。一覧表もあるのですが、ひとり親家庭でも受けられる制度というのが、いくつもあると思うのですが、そういう周知というのが、例えば生活福祉資金でありますとか、そういう制度を知らないためになかなか窓口へ行っていないという方もいらっしゃるようなのですが、新型コロナウイルス感染症対策の制度の周知というのは、どういうふうにされているのでしょうか。

大井こども未来応援室長

先ほど、達田委員より、ひとり親家庭におけます各種制度の周知の方法につきまして御質問を頂きました。周知につきましては、各福祉事務所のほうに支援相談員、母子・父子自立支援員がおりまして、それぞれひとり親家庭の個別の相談にあたっているところでございます。あと、市町村の窓口等におきまして、個別に対応させていただいております。いろいろ各種利用していただけますような制度につきまして、支援員のほうから寄り添うような形で、周知をさせていただいております。

また、今回予算のほうでお願いさせていただいております、ひとり親家庭のフードパントリーにつきましても、無償配布させていただく際に各種制度等も併せて周知をさせていただく機会にさせていただければと考えております。

達田委員

是非、希望する方が本当に受けられるように、周知徹底をお願いしたいと思います。今回、ひとり親家庭の子育て応援事業については、休業や解雇による収入減少及び学校休業による支出増加と、より一層困難が増しているひとり親家庭を応援するためというこの文

句に照らし合わせれば、きちんと当てはまる制度というのはいっぱいあるわけです。ですからそれを、是非知らせていただいて安心して暮らせるようにしていただきたいなという趣旨で質問させていただきましたので、よろしくお願いして終わります。

立川委員長

他に質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、今年度については、中止することといたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これをもって、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(11時42分)